

フラワーサークル高松 会員登録申込書

No.

平成 年 月 日

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日	(歳)
郵便番号 住所	(〒 -)							
電話番号			中学校区					
ファックス番号								
応募動機								


申込み先：高松市役所公園緑地課 電話 839-2494 FAX 839-2491

〒760-8571 高松市番町一丁目8-15 (高松市役所9階)

申込み方法：会員登録申込書を持参、郵送又はFAXにて送付してください。

切り取り線

フラワーサークル高松会則

(名称)	第1条 本会はフラワーサークル高松と称す。	2 役員は、会員の互選により選任する。	
(目的)	第2条 全市的な花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動することを目的とする。	3 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。	
(事業)	第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 花いっぱい・緑化に関する普及活動 (2) 各種緑化行事への参加 (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業	4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 5 班長は、班を取りまとめる。	
(組織)	第4条 公募により会員として登録された市民等により組織する。 2 登録期間は原則2年で更新するものとする。ただし、更新時に退会の申し出が無いときは、継続できるものとする。	(役員任期) 第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠増員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。	
(役員)	第5条 フラワーサークル高松に、次の役員を置く。 会長1名 副会長3名 班長 若干名	(会議) 第7条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。	
		(事務局) 第8条 フラワーサークル高松の事務を行うため、事務局を高松市公園緑地課に置く。	
		(その他) 第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定める。	
		附 則 この会則は、平成18年4月1日から施行する。	
		附 則 この会則は、平成25年4月1日から施行する。	